

スポーツスペース・ボードレスプロジェクト委託要項

制定	平成	30年	5月	11日
改正	令和	2年	4月	27日
改正	令和	2年	5月	14日
改正	令和	3年	3月	16日
改正	令和	3年	5月	19日

スポーツ庁次長決定

1. 趣旨

スポーツ立国の実現に当たっては、適切なスポーツ環境が持続的に確保されていることが重要である。このため、スポーツ施設の老朽化や財政難、人口減少等の中で、ストックの適正化により持続可能な地域スポーツ環境を確保することを目指し、個別施設計画の策定を通じたスポーツ施設の集約・複合化や広域連携等による効率的な整備・管理運営、学校体育施設の有効活用、民間スポーツ施設の公共的活用を推進する。

2. 事業の内容

本事業では、以下の事業を実施する。

- ① スポーツ施設の個別施設計画策定や施設の集約・複合化、官民連携手法の活用等、ストックの適正化やスポーツの場のフル活用を推進するとともに、地方公共団体におけるスポーツのしやすさの向上のための普及啓発を行うため、自治体向けの講習会の開催等を行う。
- ② 我が国のスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設について、一般開放や社会体育施設への転用等により、地域スポーツの場としての有効活用を推進するため、モデルとなる先進事例の形成等を行う。
- ③ 民間スポーツ施設を地域のスポーツの場として公共的な観点から活用していくため、実態調査やモデル事業のケーススタディを行う。

3. 事業の委託先

本事業の委託先は、地方公共団体及び法人格を有する団体（以下「団体」という。）とする。ただし、2. ①及び③の事業を実施する場合は、地方公共団体は除く。

4. 委託期間

本事業の委託期間は契約締結日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体が事業の委託を受けようとするときは、委託事業実施計画書（別添1）をスポーツ庁に提出すること。
- (2) スポーツ庁は、上記により提出された委託事業実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体に対し事業を委託する。

6. 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) スポーツ庁は、本事業の委託を受けた団体が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めるときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。なお、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）等することはできない。

8. 事業完了（廃止等）の報告

団体は、本事業が完了したとき（中止・廃止の承認を受けたときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書（別添2）及び支出を証する書類の写を、終了した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了（廃止）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. 著作権等

本事業の実施に伴い、委託を受けた団体（職員を含む。）が創作行為を行ったことにより、団体が有することとなった著作権（作者の権利（人格権及び財産権）並びに著作隣接権（人格権及び財産権）。以下同じ。）のうち財産権については、スポーツ庁に帰属する（団体がスポーツ庁に譲渡する。）ものとする。また人格権については、行使しないものとする。

なお、本事業の実施に伴い委託を受けた団体以外の者が著作権を有し得る場合においては、スポーツ庁と委託を受けた団体が別途協議して定めるものとする。

11. その他

- (1) スポーツ庁は、団体における本事業が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (5) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については、別に定める。